

第68回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年2月24日（金） 午後1時30分から午後4時40分
 開催場所 姫路市役所 10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田靡仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席	○	
10	飯塚祐樹	出席	○	
11	萩原和好	出席		
12	高瀬宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について |
| 議案第2号 | 姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第6号 | 農地法第18条の規定による許可申請について |
| 議案第7号 | 相続税等納税猶予適格者証明について |
| 議案第8号 | 「姫路市農地利用最適化推進の指針」の改正について |
| 追加議案 | 「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・要望事項について |
| 追加議案 | 下限面積廃止に伴う新規農家に対する事情聴取の取扱いについて |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について |
| 追加報告 | 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について |

(令和5年2月24日 午後1時30分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第68回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を田中委員と飯塚委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番です。

網干区大江島の畠244m²につきまして、飯田の[REDACTED]より「平成13年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

2番です。

白浜町の田33m²につきまして、白浜町甲の[REDACTED]より「平成11年以

前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

家島町坊勢の畠186m²につきまして、家島町坊勢の[REDACTED]より「平成12年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町古知之庄の畠205m²につきまして、夢前町古知之庄の[REDACTED]より「昭和の時代より寺院敷地として利用しており、現在は原野となっている」との申請です。

5番です。

安富町皆河の田311m²につきまして、東京都板橋区の[REDACTED]より「平成10年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

6番です。

四郷町上鈴の畠148m²につきまして、四郷町上鈴の[REDACTED]より「平成11年以前より、原野となっている」との申請です。

7番です。

飾東町唐端新の田56m²につきまして、飾東町唐端新の[REDACTED]より「平成11年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

8番です。

船津町の田4.41m²につきまして、船津町の[REDACTED]より「平成13年以前より、用悪水路の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

・・・。

各委員

ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号（P3）を説明する。

[姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について]

この度は、空き家に附属する農地の指定申請案件が1件提出されております。

調整区域の飾東町小原の田、畠2筆計331m²につきまして、神戸市の[REDACTED]から、空き家に附属した農地として指定を受けたいとの申請です。3条申請も同時に受付しております。申請地は空き家の存在する同一集落内に所在しており、申請人が3年以上自ら管理・耕作する旨の誓約書が添付されております。この件許可されると、申請地の3条許可に際し別段面積が100m²となります。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

事務局の説明について、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、議案第2号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認と致します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

[農地法第3条の規定による許可申請について]

議案第3号（P4～P6）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、16件提出されています。

6番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から3番は現在耕作面積0m²の方の案件、4番から6番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、7番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、14番の申請地のうち2筆が譲受人の耕作地であるほかは、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっています。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

安富町狭戸の田、畠12筆計11,364m²につきまして、安富町狭戸の[REDACTED]が、芦屋市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000m²を超える11,364m²になる予定です。作付作物は「水稻、野菜、果樹」となっております。なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番です。

飾東町小原の田、畠2筆計331m²につきまして、神戸市の[REDACTED]が、東京都葛飾区の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件、先ほど空き家に附属する農地の指定を受けておりますので、許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、空き家附属農地の別段面積100m²を超える331m²になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

3番です。

船津町の田2筆計3,066m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、船津町の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,066m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²ですが、北東部地区農政協議会では「以

前より当該農地を耕作している実績が認められるため、事情聴取は不要」との意見となっております。

4番です。

網干区坂出の田912m²につきまして、勝原区宮田の[REDACTED]が、網干区坂出の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,149m²になる予定です。作付作物は「露地野菜、水稻」となっております。

5番です。

相野の田287m²につきまして、相野の[REDACTED]が、相野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,173m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

6番です。

花田町小川の田3筆計742m²につきまして、神崎郡福崎町の[REDACTED]が、新在家中の町の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000m²を超える1,703m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

7番です。

西脇の畠46m²につきまして、西脇の[REDACTED]が、揖保郡太子町の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は5,788m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

林田町山田の田165m²につきまして、林田町山田の[REDACTED]が、林田町山田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は11,250m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

9番です。

安富町瀬川の田76m²につきまして、安富町瀬川の[REDACTED]が、飾磨区下野田二丁目の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3,690m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

別所町佐土の田1,834m²につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、別所町佐土新の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は69,246m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

11番です。

飾東町唐端新の田479m²につきまして、飾東町唐端新の[REDACTED]が、飾東町夕陽ヶ丘の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は7,167m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

12番です。

船津町の田509m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、同居の母である[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、同一世帯間での所有権移転であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。

13番です。

船津町の田1,485m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、埼玉県新座市の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は8,550m²になる予定です。作付作

物は「水稻」となっております。

14番です。

船津町の田4筆計5, 354m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、伊伝居の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地4筆のうち2筆については譲受人の現在耕作地であるため、この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は106, 876m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

船津町の田524m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、船津町の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は7, 415m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

船津町の田1, 810m²につきまして、船津町の[REDACTED]が、船津町の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は9, 060m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ござりますか。また、報告や補足説明等ござりますか。

尾川委員

1番について報告させていただきます。

まず、譲渡人ですが、お父さんの代は農業をされていましたが本人は経験がなく、申請地を相続で取得されましたが、地元に住所はなく、通いで畠のみ管理されておりました。インターネットで地元の150年経過の空き家とあわせてこの農地の売買を掲載したところ、今回の受人から応募があり、話がまとまったものです。

さて、譲受人ですが、中国の方で多少の農業の経験はあるようですが、まったくの新規農家で、農機具も一から調達しなければならないような方です。私は地元の農区長もしておりますが、本当に農業をしてもらえるのか、両親が尼崎でその職業から一括の不安が否定しきれていません。農区としては規約を説明し、誓約書をもらい、農協を紹介して水稻資材の注文、農協への出資加入、農協の口座開設などの手続きを済ませたことを確認しております。農区として、また先輩農家として助言を行ってきましたが、いまは田植機がそろい、5月にはトラクターが調達される予定とのことです。現在は週に2, 3日見えて、家屋の内装をご自身でされているようです。

このようなことなので、地元の農区としても、是非農業委員会で事情聴取をしていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。地区担当委員としては、受人の状況から事情聴取をしてほしい、との強い希望があるということですね。

ほか、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

特にない様ですので、それでは、まず事情聴取についてですが、1番と2番の案件については、地区協議会の意見と2番については地区担当委員の意見もありましたので、事情聴取を行う、3番につきましては、北東部地区農政協議会において耕作実績があることから必要なしとの意見を踏まえ、事情聴取を行わない、ということでおろしいでしょうか。

各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、1番と2番の方には3月1日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。 その他、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。
事 務 局	それでは、次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。 議案第4号（P7）を説明する。 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
	農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。 「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。
	1番です。 都市計画区域外の夢前町古知之庄の田277m ² につきまして、夢前町古知之庄の[REDACTED]より「専用住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、隣接宅地と一体利用で床面積234.39m ² の住宅1棟と8台分の露天駐車場を設ける計画となっております。なお、露天駐車場については、駐車台数が8台となっておりますが隣接する病院の来客用も兼ねているとのことです。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。
	2番です。 調整区域の船津町の田2,440m ² のうち354.24m ² につきまして、砥堀の[REDACTED]より「農道にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、「農用地区域内農地」となっておりますので、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし。ただし、利用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。現況はすでに「農道」として使用しております、このことにつきまして始末書が添付されております。
	どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。
	以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございました。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございま

せんか。

田舎委員 2番の案件について、農道としては転用面積が354m²は大きいと思うのですが、どのような状況でしょうか。

事務局 申請地の形状が、奥に100mほどの縦長の形状で、そこにビニールハウスが、3棟が2列に並び、その横に幅3.5mほどの農道で、軽トラックや一輪車等が作業用に通行する用に碎石を撒き使用している状況です。

議長 農政総務課が言うところの「利用の必要がなくなった場合」とは、ビニールハウスを使わなくなったら、ということやな。

事務局 そういうことです。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ・・・。

議長 ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

それでは続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号(P8~P9)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、7件の申請が提出されております。

2番3番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

勝原区丁の田836m²につきまして、神戸市の[REDACTED]が、揖保郡太子町の[REDACTED]より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である勝原サービスセンターから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、太陽光パネル237枚、パワーコンディショナー9台、[REDACTED]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田」となっております。

なおこの案件、関係水利権者並びに農区総代等の同意書と一部の隣接農地の所有者及び耕作者の同意書の添付がなく、代わりに疎明書が提出されております。疎明書の内容は資料のとおりです。

【疎明書の要約】

(経過)

・2019年2月 前農区長と現農区長に概要説明

- ・2022年1月22日 農区役員、隣接農地所有者への説明会
- ・2022年6月4日 自治会長からの要望により、自治会（近隣家屋の方）説明会
- ・2022年8月3日、9月28日、10月1日に、自治会長からの要望により、東側家屋2戸への個別訪問（同意済）
- ・2023年1月15日 自治会長、農区長、隣接農地所有者と面談（反対理由）
 - ・農区長：耕作地の増加を目指している現状の中で、太陽光が1区画でもできたら、耕作しない土地所有者が一気に手放したくなる恐れがある。
 - ・隣接農地所有者：隣接地に太陽光があれば自分の土地の価値が下がってしまう。
 - ・太陽光業者：当該農地の買取の提案も受けたが、すでに経産省への申請等を進めており、解約は難しい。

この疎明書の提出を受け、事務局から農区長に確認したところ、同意できない理由は疎明書のとおりとのことです。申請地の周囲は、東側は公団上水路ですが現況はその手前に里道があり、西側と北側は田となっており、農地の所有者、耕作者は同一人ですが同意書の提出はありません。南側は公団上田ですが現況は里道となっております。なお、南側農地所有者、耕作者の同意書は提出されていません。

中南部地区協議会においては「やむを得ない」との意見となっております。

2番です。

夢前町芦田の田3筆計3, 390m²につきまして、花影町三丁目の[REDACTED]が、車崎二丁目の[REDACTED]より「賃借権で借り受けて、ライスセンターを建築し、併せて露天駐車場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、「農用地区域内農地」ですが農業用施設用地に用途区分変更済みとなっております。「事業内容」につきましては、隣接宅地と一体利用で、床面積657.48m²の平屋建のライスセンター1棟と17台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1, 000m²を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております

3番です。

安富町狭戸の田1, 978m²につきまして、広畠区正門通三丁目の[REDACTED]が、景福寺前の[REDACTED]より「賃借権で借り受けて、露天資材置場にしたい」との一時転用の申請です。一時転用期間は、令和6年1月末までの約1年間となっております。申請地の農地区分は、「農用地区域内農地」となっておりますので、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、地域の公共下水道工事に伴い一時的に土砂、重機等を置く露天資材置場として使用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、「他の許可等を受ける必要」については、産業廃棄物保管届出済、「一時転用の場合の農地復元」については、事業終了後は直ちに表土を戻し、農地に復元することで、復旧費用も転用に必要な資力に含まれています。現況は「田」となっております。

4番です。

豊富町御蔭の田812m²のうち316. 35m²につきまして、河間町の[REDACTED]が、豊富町御蔭の[REDACTED]より「賃借権で借り受けて、農業用機械器具置場、農作業場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、農業用施設に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、近隣の農地で収穫した農作物等の保管や農機具置場、選別するための農作業場として引き続き利用する計画となっております。現況はすでに造

成され「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

5番です。

船津町の田2筆計308m²につきまして、西今宿一丁目の[REDACTED]が、千葉県船橋市の[REDACTED]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣地でオープンする飲食店の来客用露天駐車場7台分にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

6番です。

香寺町岩部の田417m²につきまして、神戸市の[REDACTED]が、香寺町岩部の[REDACTED]より「譲り受けて、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、不動産業を営んでいる譲受人が、貸露天駐車場13台分として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

7番です。

花田町上原田の田11筆計12,833m²につきまして、伊伝居の[REDACTED]が、花田町上原田の[REDACTED]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。この案件、12月にご審議いただき、許可相当として県へ送付しておりましたが、事業内容等が変更となつたため、一旦取下げ、今回改めて申請されたものです。「事業内容」につきましては、不動産業のほか、建築工事請負等を手掛けている譲受人が、建築資材一式を管理するための露天資材置場として、また、再生可能エネルギー事業用としてストックするための太陽光パネルを置くための露天資材置場として、今後の業務拡大を踏まえ整備する計画となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、総合治水条例に伴う調整池の取り扱いに関しては、姫路土木事務所と調整済、水路占用に関しては、許可済となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

まず、1番ですが、農区の同意と一部の隣接同意がなく、疎明書が提出されています。この件について、報告をお願いします。

田口委員

2月14日に、事務局2名と私とで現地調査に行ってきました。現地を見ましたが、荒廃農地パトロールで見に来たことのある農地で、里道があることから周辺部だけは農区長がやむなく草刈りしているとのことでしたが、一団の農地の端に位置し、転用により周辺農業へ過大な影響があるとは考えにくい、との結論に至りました。太陽光業者については、説明会を複数回行われているとのことですが、ていねいな地元対応を期待します。

議長

はい、ありがとうございました。地区担当委員から、本件の補足説明をいただきました。

次に、2番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの松尾委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

松尾委員

報告します。

2番についてですが、農用地からの除外手続きも済んだとのことで、特に問題ないものと判断しました。以上です。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

私が、7番についてですが、12月に姫路市農業委員会としては許可相当としておったのですが、開発面積1万3千m²の約3割を緑地とする計画となつておったのですが、県農地部会からそれほどの緑地が必要なのかとの疑問、それと1万m²を超えると調整池が必要であるのに作られないことについて、土木事務所と確認の結果計画に疑問点があり、再度計画を見直すよう指導があり、それを受けて申請人が事業計画を大幅に見直し、大雨の際の雨水処理が気になりましたので説明を求めたところ流水と水路の水嵩の詳細な資料も追加提出とその説明があり、地元自治会、農区にも説明して改めて同意が得られたことを確認しその書面の提出もあったことから、今回の再度の申請を受け付けることになったものです。改めてご審議をお願いいたします。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

田舎委員

最初の申請の審議の際に、我々のチェックに不足があったということでしょうか。

議長

県の条例の範囲で疑問点が解消されなかつたと認識しており、そこまで我々ではチェックできなかつたと考えています。

ほかに、なにかございますか。

各委員

ないようですので、採決したいと思います。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

待ってください。私は1番については農区同意がないことから、許可に賛同しかねます。

議長

分かりました。1番については、1名を除く17名が挙手で18名中17名の許可相当との判断、その他の案件は、全員が挙手で全員の許可相当との判断、ということでおろしいですね。

次に、議案第6号「農地法第18条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P9)を説明する。

[農地法第18条の規定による許可申請について]

農地法第18条第1項に基づく賃貸借の解除について、市街化区域で1件の申請が提出されております。

通常、賃貸借の当事者双方が解約に合意し、18条第1項第2号に基づく通知として手続きされるのですが、この案件は双方の合意が成立しなかつたことから、その一方からの申請となっております。

市街化区域の岡田の田3.58m²につきまして、所有者である岡田の[REDACTED]から「農地の賃貸借の解除について許可を受けたい」との一方申請です。賃借人は岡田の[REDACTED]となっております。別紙「賃貸借の解約等の許可申請に係る資料」も併せてご覧ください。

[REDACTED]

本日の審議により、姫路市農業委員会の総合意見として、賃貸人からの解除について「許可、不許可、条件付許可、その他」を、多數決により決定していくとともに、審査上の問題点や反対の意見があればそれも付して、審議過程の記録も併せて、県に送付したいと考えております。また、事情聴取の要不についても検討頂ければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有り難うございます。非常にたくさんの資料がありますけれども、皆さんよろしくご審議お願ひします。

本案件も、本日現地調査班が現地調査を実施しております。メンバーの松尾委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

松尾委員

[REDACTED]

ありがとうございました。
なにか、ご質問やご意見はありませんか。

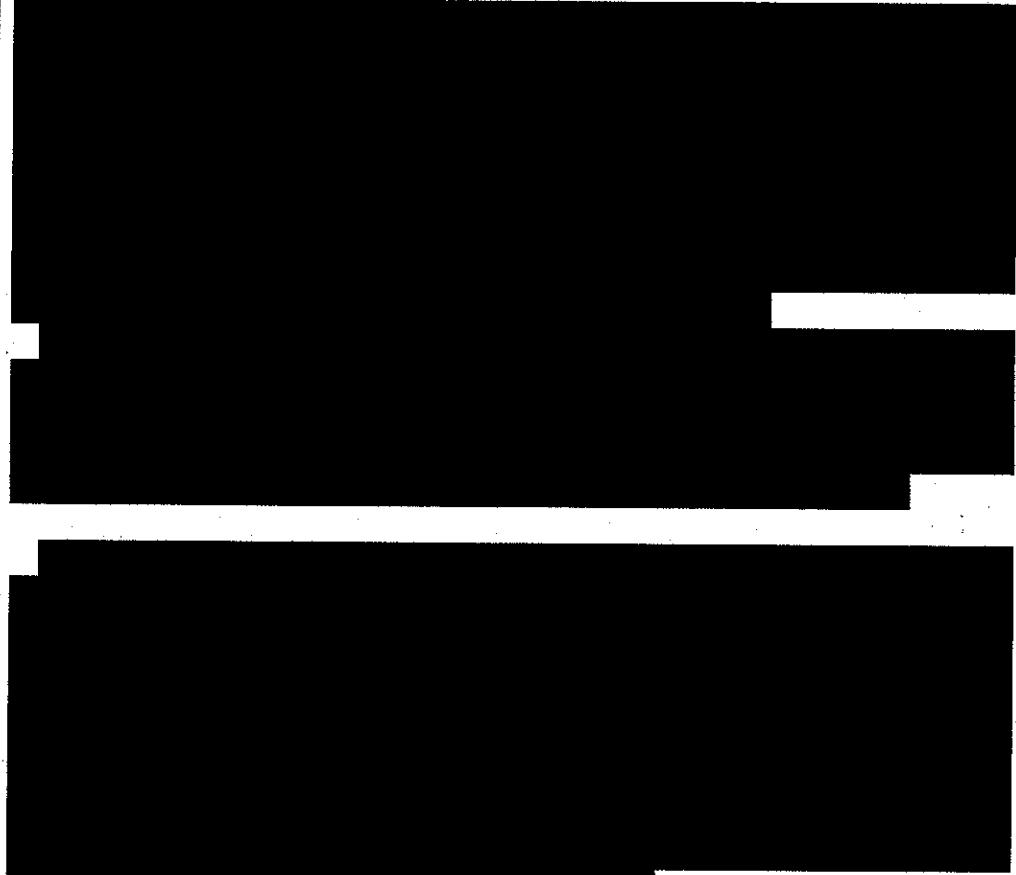
議長

[REDACTED]

大塚委員

[REDACTED]

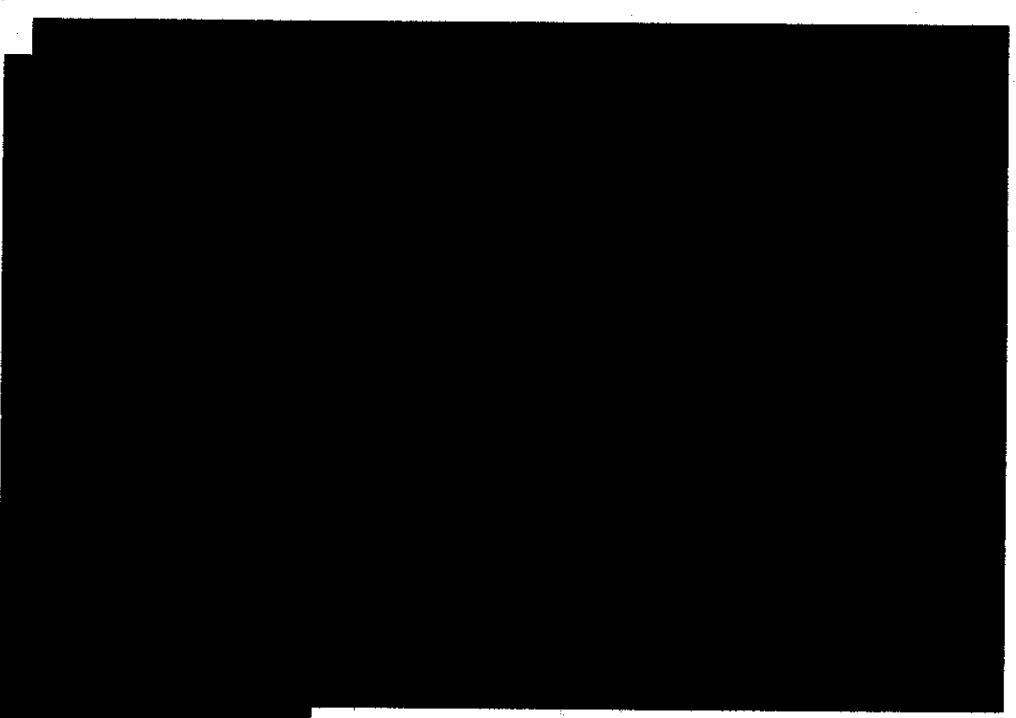
中塚委員



議長



青田委員



田中委員



議 長

大塚委員

事 務 局

議 長

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長

事 務 局

ほかに、なにかございますか。

・・・。

・・・。

特にないようですね。

すでに3回も農事調定が行われているので、これ以上、姫路市農業委員会としてもできることはないように思います。

最後に事情聴取についてですが、それぞれから直接事情をお聞きし、事情聴取の委員から新たな意見があるのであればそれも加えて、県の方に提出する方がよかろうと思いますので、事情聴取を行う、ということでよろしいでしょうか。

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、3月1日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

次に、議案第7号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

議案第7号（P11）を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今日は2件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番です。広畠区末広町の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地1筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、耕起状態です。

2番です。飾磨区中島の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地2筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番は耕起、一部野菜が作付けされており、2番は野菜が作付けされています。また、2番の農地につきましては、倉庫部分の面積を除

外して申請されています。

なお、どちらの案件も、中南部地区農政協議会において適當であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願ひいたします。

議長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第7号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第8号「姫路市農地利用最適化推進の指針」の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第8号（P11）を説明する。

〔姫路市農地利用最適化推進の指針〕の改正について

姫路市農地利用最適化推進の指針の改正についてですが、この指針については、令和2年に委員に就任いただいたときに作成したものですが、農業経営基盤強化促進法の改正を受け、改正が必要となったものです。事務局案を作成したものを事前に各委員にお配りしておりましたが、ご意見、ご要望等がありませんでしたので、事務局案で作成しようとするものです。

以上、よろしくお願ひします。

議長　只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、ご意見はないようですので、令和5年度の基本的な指針としてさせていただくことによろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、この方向でいくこととします。

今日は、追加議案があります。

追加議案「「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・要望事項」について、事務局より説明をお願いします。

事務局　追加議案（別紙）を説明する。

〔「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・要望事項について〕

兵庫県農業・農村施策に関する意見策定のための意見、要望についてですが、各委員よりいただいたものを、別紙のとおり、まとめております。この意見を姫路市農業委員会のものとして、兵庫県農業会議に提出したいと考えております。

以上、よろしくお願ひします。

議長	有り難うございます。 事務局の説明がありましたが、 この件につきまして、なにがご意見等ございますか。
各委員	・・・。
議長	特にないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認することとします。 次に、追加議案「下限面積廃止に伴う新規農家に対する事情聴取の取扱い」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	追加議案（別紙）を説明する。 〔下限面積廃止に伴う新規農家に対する事情聴取の取扱いについて〕
	先月の総会でご審議いただきましたが、今一度各地区協議内にて討議し方向性を定めていたいとのことで、各地区で意見を集約させていただきました。
	各地区協議会の意見としましては、「北西部」につきましては、「事情聴取は行わない（ただし地元農区の同意があること）」との意見が13人、「事情聴取は行う」との意見が4人で、その内訳としては「取得面積にかかわらずすべて行う」との意見が3人、「現行の下限面積の基準で行う」との意見が1人となっております。
	「北東部」につきましては、それぞれの意見報告をすることなく、全員一致した意見として「新規農家は取得面積にかかわらず行う。ただし必要に応じて見直す」との意見となっております。
	「中南部」につきましては、「事情聴取は行わない」との意見が1人、「事情聴取は行う」との意見が12人で、その内訳としては「取得面積にかかわらずすべて行う」との意見が5人、「現行の下限面積の基準で行う」との意見が4人、「1000m ² の基準で行う」との意見が3人となっております。
	また、事務局の対応案としまして、各地区協議会でいただいたご意見をもとに、「新規農家用の営農計画書兼確認書」としてまとめました。現行の「営農計画書」から、「新規農家用の営農計画書兼確認書」として、3条申請書の「周辺地域との関係」欄及び使用貸借又は賃貸借の場合の「地域との役割分担の状況」欄を記載するとともに、「農地の権利移動に伴う地域との調整に関する事項」として地元農区総代の確認欄（署名又は押印）を設ける様式案を、提示させていただきます。
	以上で説明を終わります。新規農家に対する事情聴取の取扱いにつきまして、よろしくご協議お願いいたします。
議長	はい。
	本議案に関しましては、各地区協議会あるいは総会において非常に多くの意見をいただきました。各委員の意見を吟味させていただいたのですが、多様な意見があり意見伯仲となりましたことから、それらをそれぞれ熟知していただいた上でもう一度地区協議会の方に確認、協議をしていただけたらと申しまして、この結果をいただきました。今回の総会では最終的な方向性を決めていきたいと考えております。まずは各地区協議会の意見をご覧いただき、それぞれの報告を承りたいと思います。
田靡委員	私の方から、北西部の意見を報告させていただきます。

最終的には「事情聴取は行わない」との意見が13人となりました。この行わないという意見に至った理由についてですが、まず事務局が申請を受け付ける段階で、問題のあるものは排除するわけですから、法律においてなんら問題のないものを受け付けていますので、上がってくるものはまず問題はないだろうという前提があると。それと肝心の事情聴取ということなんですが、新規農家になられる方に事情聴取を行うわけですが、農業委員が聞くことに対して聞こえの良い回答で流されてもその場で確認する術はありませんので、あまり意味がないのではないかというところから、今回の意見である、事情聴取は行わない、ただし、今回事務局が営農計画書の2枚目に地元農区と協力する旨の誓約欄をつくってくれていますが、こういうものを申請の段階で必ず添付すると。その2枚目の一番下に地元の農区長がこれを確認したと、地元でみんな見ているよというプレッシャーをかけるというようなものがあれば、事情聴取を行わなくてよい、との結論に至った次第です。

福永委員

北東部は、全員一致で「すべて行う」との意見でまとめさせていただきました。その中で意見として出ましたのは、申請を行政書士に頼んだ場合、事務局は新規農家自身には会わないということがあるので、やはり新規農家自身に会ってきちんと農業をしてほしいということを伝える場が必要じゃないか、と。事務局が営農計画書に農区長の確認欄を作ってくれていますが、こうものがあったとしても、必要じゃないかと。それと、「ただし必要に応じて見直す」という意見については、農業委員がすべて事情聴取をすることが物理的に不可能になるようなら、規模により事務局がするとか、あるいは改めて一定規模で線引きをするのか、1年とかやってみて不都合が出れば見直せばいい、という意見が出ました。もう一つ、農業委員会の役割として新規農家に事情聴取をする方がいいんじゃないかという意見もありました。

青田委員

中南部としましては、見てのとおりいろんな意見が出て、まとまらず、となりました。特徴としましては、基本的に市街化区域が非常に多いですが、地域によっては農振農用地もある、というようなことで、一つにまとまらないのは仕方がないのかなと思いました。ただ、全員の意識としては、農区を蔑ろにするようなことがあってはならないということは強くあります。結果としては「事情聴取をする」が12人ですが、その実施する規模の意見はきれいに分かれるものとなっております。

議長

各地区の状況を報告いただきました。ありがとうございます。
総会として意見集約の前に、まずは皆様の意見を頂戴したいと思います。

尾川委員

私は北西部で事情聴取は行うとの意見ですが、新規農家の方は新しく農地を取得するわけですから、とにかく耕作放棄のないように、というのが一番大事だと思います。そのために、耕作放棄しないという約束をいただく意味で、事情聴取をやって、地元でやらなくてはならない役割分担などもありますので、そういったものに協力してもらえるように説明していく場が必要だと思いますので、事情聴取はやったほうがいいと考えています。

松尾委員

「営農計画書案」についてですが、様式の端に「〇〇農区長経由農業委員会」というようなものを付け加えたらいいんじゃないかと思いました。

青田委員

この営農計画書は、必ず本人が農区総代のところに持つて行って了承を得てくださいと、義務付けると、申請書を持ってくるのは代理人が多いと思うので、全部代理人がやってしまうと本人は知らんということになる恐れがありますので、そうしていただけたらなと思います。

議長

そういう項目を一つ追加してはどうか、事務局。

事務局

そういう案内には努めたいと思います。様式については、他都市のものも参考にしつつ、ちょっと検討とさせてください。

松尾委員

最近は押印廃止とされていますけど、行政書士がゴム印なんかで済まされても困るので、必ず署名又は押印ということにしてはどうか。

議長

ほかに、なにかございますか。

各委員

議長

それでは、ご意見も尽きたようですので、最終的な方向を決めることにしたいと思います。

まずは新規農家の事情聴取を行うか、行わないか、から決めたいと思います。まずは「行う」との意見の方、挙手をしてください。

各委員

(13人の挙手)

議長

18名のうち13名の挙手をいただきましたので、まずは「行う」ことに決定いたしました。

次に、どのような規模で行うかについて、お諮りしたいと思います。

橋本委員

すみません。これまで新規農家であっても営農経験、耕作実績が認められる場合は行わずに来ていますが、これからもこれは変わらないんですよね。

議長

営農経験が認められるなど、事情聴取は不要としてきた要件は、申し合わせ事項のとおり変わりません。

では、まずは「取得面積にかかわらず、すべて行う」の意見の方は挙手をしてください。

各委員

(9人の挙手)

議長

9名の挙手をいただきました。

次に「現行の下限面積の規模に限り行う」の意見の方は挙手をしてください。

各委員

(7人の挙手)

議長

7名の挙手をいただきました。

次に「1000m²以上の規模に限り行う」の意見の方は挙手してください。

各委員

(2人の挙手)

議長

2名の挙手をいただきました。

そうしますと、「取得面積にかかわらずすべて行う」が最多数となりましたので、これで決定としたいと思います。各地区協議内においても周知していただきますようお願ひいたします。

また、営農計画書の様式につきましては、本日の意見を取り込んでいただき、事務局にて見直しを進めていただくことといたします。

なお、これは下限面積が廃止される4月審議分からとなりますので、ご留意願います。

それでは、議案審議を終わりまして、これより報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P12）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、1月にご審議いただきました新規農家1件の事情聴取を、2月1日に実施していただきました。当日は、本人が来庁され、担当委員より、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの田口委員から発表をお願いします。

田口委員

姫路市の空き家バンクに登録された空き家を取得された方で、年齢は40代、福崎でお勤めの方です。現在相生市に住んでおられて、農業経験はありませんが、相生市在住の70代のご両親から営農指導を受けながら農業を行うことです。主にさつまいも、サトイモを栽培する計画のことです。これから船津町のこの空き家をリフォームし、定住する予定のことです。

議長

ありがとうございました。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P13～P14）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、1月6日から2月9日の間に受け付けたもの、14件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

・・・。

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P15～P21）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、1月6日から2月9日の間に受け付けたもの39件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

それでは、何かご質問等ございませんか。

・・・。

それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。

- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第4号（P22～P23）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕
- 説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。
1番の案件でございますが、こちらは削除でお願いします。
- 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が2件、使用貸借契約の解約の通知が3件ございました。利用権に該当するものは3件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが1件、「無償」が2件となっております。
- 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
- 議長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 特にないようですね。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第5号（P24～P25）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕
- 県許可案件の許可状況について、1月において9件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
- 議長 報告、有り難うございます。
次に、追加報告について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 追加報告を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕
- 県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。
- 12月にご審議いただき許可相当として県に送付しました、網干区和久の[REDACTED]が網干区和久の田3筆計2,990m²について「露天駐車場にしたい」との一時転用の申請に関する県の許可につきましては、現在一時転用中の4筆計5,979m²のうち令和5年2月28日が期限となる3筆計2,989m²について農地復元が確認できた後に新たな一時転用の許可を行うこととされています。
- その令和5年2月28日が期限となる3筆計2,989m²について、本日[REDACTED]から農地復元が完了した旨の報告がありました。
- 本日、現地調査班による現地調査を行っていただき、現況は、農地に復元されておりますことを確認しております。
- 以上、転用許可（一時転用）に係る事業の完了1件につきまして、どうぞよろしくご確認をお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
現地調査班の松尾委員から、現地調査の報告をお願いします。

松尾委員

報告します。

農地に復元されていることを確認してきました。なお、1年前に農地復元されたところも、耕作はされていませんでしたが、きれいに草刈りがされていました。以上です。

議長

報告、ありがとうございました。

なにか、ご質問やご意見はありませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第5号について、確認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後4時40分終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

(署名委員)

田中博

(署名委員)

飯塚祐樹
